

森林・林業基本計画素案（要旨）

まえがき

森林は、多面的機能を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」であり、その多くは、戦後、先人の努力により植栽、保育されてきたもの。

半数以上の人工林が一般的な主伐期である10齢級となり、おおむね5年後には、その割合は約7割に達する見込み。我が国は、森林資源を有効活用すると同時に、計画的に再造成すべき時期を迎えており、過去に経験したことのない新たな段階。

前計画策定以降、木材供給量が増加、木材加工・流通施設の整備等が進むなど一定の成果。しかし、原木の安定供給や品質・性能の確かな製品供給ができていないなどの課題。

我が国は、少子高齢化が急速に進展するなど大きな転換点。地方創生が課題となる中、これに寄与し得る産業として林業・木材産業への期待が高まり、木材利用をめぐっては、エネルギー利用の拡大や、CLT等の開発など従来にない変化。

このような課題や情勢変化等を踏まえ、前計画の施策を適切に評価した上で施策全般を見直し、民間の活力を生かしつつ、新たな施策を効果的に展開。

第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

1 前基本計画に基づく施策の評価等

(1) 前基本計画に掲げた目標の進捗状況

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

間伐等の取組は進んだものの、平成27年に120万haと見込んだ育成複層林の面積は104万haにとどまる。森林の総蓄積は着実に増加し、平成27年に約50億 m^3 。

林産物の供給及び利用に関する目標

総需要量は増加傾向で推移し、平成26年には76百万 m^3 。供給量（利用量）は連続して増加し、平成26年には24百万 m^3 。

(2) 前基本計画に基づく主な施策の評価

森林経営計画の認定率は平成26年度末で28%にとどまるなど、面的まとまりをもった森林経営の確立は取組途上。

路網に係る技術的知見の集積、技術者育成の進展等から、路網開設延長は2倍以上の1.5万km/年に増加。より効率的・重点的に路網整備を行っていく必要。

間伐が着実に実施され、森林吸収量3.8%目標は達成。利用間伐の進展等により、木材供給量は25%増加。引き続き、原木の安定供給体制構築の観点から、生産性向上等の取組を推進していく必要。

各種研修等の実施により、森林総合監理士や現場技能者等人材を一定程度確保。今後は、その能力向上、現場での具体的な取組推進が求められている。

製材・合板工場等の整備、木質部材の開発等が進展。地域材利用を喚起する取組等により木材利用に係る意識が醸成。しかし、消費者・実需者の求める品質・性能の確かな製品供給が十分でないといった課題。

育成複層林への誘導に遅れ。今後は、これら施業技術等の森林所有者等への普及や国有林等をはじめとした先導的な取組等が求められている。

(3) 前基本計画策定以降の情勢変化等

人口減少等により、地方の衰退が懸念される中、山村等では、森林資源の循環利用により地方創生を図ろうとする気運。また、木質バイオマスの利用やC L T開発など、木材需要の拡大につながるこれまでにない変化。

これら変化を踏まえた林業・木材産業の成長産業化の早期実現が重要。また、多面的機能の低下を招かないよう、森林の整備・保全を効率的・効果的に進める必要。

2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向

(1) 資源の循環利用による林業の成長産業化

自然条件、社会的条件の良い育成単層林を主体に、先行的に路網を整備。あわせて、造林コストの低減、造林の実施状況の適確な把握、鳥獣被害対策等の推進により、主伐・再造林の循環を確実なものとし、林業の成長産業化を早期に実現。

公益的機能の発揮のため、育成複層林の誘導の遅れ、奥地水源林等の人工林で過密化等が進行している状況を踏まえ、帯状・群状等により複層林化を効率的に推進。

(2) 原木の安定供給体制の構築

需要に応じて原木を適時適切に供給できる体制を構築することが喫緊の課題であり、そのことは、川上から川中・川下までの相互利益の拡大に不可欠。

施業集約化等に加え、面的にまとまった共有林での施業促進、森林組合による森林保有・経営の円滑化を図る。あわせて、再造林対策の強化等により原木供給力を増大。また、林業事業体の生産性と経営力の向上を図るとともに、地域の核となる者の取りまとめによる原木供給体制へ転換。さらに、需給のマッチングを円滑化。

(3) 木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出

人口減少が進む中、木材需要の大幅な増加を見込むことが困難な情勢を踏まえれば、国産材の利用量の割合を高めるとともに、新たな木材需要を創出する必要。

このため、効率的な供給体制整備を通じた低コストでの無垢乾燥材・集成材・合板等の供給、J A Sの普及など、消費者等に選択される木材製品を供給。また、横架材等の開発・普及、地域材への意匠性付加等により、木材産業の競争力を強化。さらに、木質部材の開発・普及、非住宅建築物等での木材利用、輸出促進等により新たな木材需要を創出。

(4) 林業及び木材産業の成長産業化等による地方創生

森林資源を生かした産業育成により、就業機会の創出・定住促進を図ることが重要。また、里山林の保全管理等の促進は、多面的機能の発揮、地域コミュニティの維持にも貢献。

このため、林業・木材産業の成長産業化、きのこ、竹や漆等の特用林産物や未利用広葉樹資源の活用、森林空間の総合利用、地域活動としての森林の保全管理等を推進。

(5) 地球温暖化対策、生物多様性保全への対応

地球温暖化が進行する中、森林吸収源対策を含む地球温暖化防止の取組を推進していく必要。このため、森林整備を通じたCO₂吸収量の確保、木材利用による炭素の貯蔵、CO₂排出削減に向けた取組を推進。

森林は生態系ネットワークの根幹。多様な生物に支えられる森林の恩恵を将来世代にわたり得ていくため、間伐、適切な更新、長伐期化、広葉樹の導入、森林生態系の復元、林業・木材産業の振興等を推進。

3 施策展開に当たっての基本的な視点

(1) 現場に立脚した施策の展開

社会の要請は高度化・多様化し、林業・木材産業関係者が現場で直面する課題も複雑化。このため、現場の課題に適確に対応し、創意工夫を引き出せる現場に立脚した施策を展開。

(2) 新たな動きを踏まえた柔軟な施策の展開

林業・木材産業をめぐっては、技術革新のスピード、情勢の変化は速く著しい。新たな動きに柔軟に対応できるよう、きめ細かな施策を展開。

(3) 国民理解の促進

森林の多面的機能の発揮のためには、関係者が一体となって努力していただくだけでなく、幅広い国民各界各層の理解を得ていくことが重要。

第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

1 目標設定に当たっての基本的考え方

森林・林業施策を推進していく上で、森林所有者等による森林の整備・保全、林業・木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針としての役割。

2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

(1) 目標の意義・定め方

森林の整備・保全を進める上での指針として、森林の機能、その機能を発揮する上での望ましい姿や誘導の考え方、目標とする森林の状態を提示。その上で、指向状態に到達する過程の5年後、10年後、20年後の森林の状態を目標として提示。

(2) 森林の機能と望ましい姿

森林の主な機能を、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、木材等生産機能に大別。地域においては、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、森林の整備・保全を推進。

(3) 森林の誘導の考え方

森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら、循環的に利用していくため、森林の整備・保全を進め、望ましい森林の姿を目指す。その際、特に、山村におけ

る人口減少・高齢化の進行等を踏まえ、自然条件に加えて社会的条件を勘案しつつ、より効率的・効果的に森林の整備・保全を推進。

育成単層林

高い成長量・緩やかな傾斜の森林は、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、植栽により確実に更新。

急傾斜又は低成長量の森林のうち、公益的機能と木材等生産機能を同時に期待する森林は、自然条件等に応じ、帯状・群状伐採と植栽による更新により育成複層林に誘導。公益的機能発揮のため継続的な育成管理が必要な森林は、択伐や帯状・群状伐採と広葉樹の導入等により育成複層林に誘導。

育成複層林

公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本。

天然生林

公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や資源利用が見込まれる森林は育成複層林に誘導。このほかは天然生林として維持。

(4) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

平成32年、平成37年、平成47年における森林の有する多面的機能の発揮に関する目標は、各般の課題が解決された場合に実現可能なものとして設定。

3 林産物の供給及び利用に関する目標

(1) 目標の意義・定め方

木材の生産・加工・流通等の事業活動や一般消費者を含めた需要者の木材利用の指針として、木材供給量及び用途別の利用量の目標や、需要動向の見通しを提示。

各般の課題に向けた取組が適切に進められた場合に実現可能な用途別の木材利用量を提示。

(2) 林産物の供給及び利用に関する目標

平成32年、平成37年における木材供給量及び用途別の利用量の目標を、各般の課題が解決された場合に実現可能なものとして提示。

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(1) 面的なまとまりをもった森林経営の確立

① 森林施業及び林地の集約化

森林所有者・境界の明確化等による施業集約化と長期施業委託、作業道整備に加え、面的まとまりを有する共有林での施業促進、生産森林組合の活性化等を図る。経営意欲の低下した所有者等の森林については、森林組合による保有・経営の円滑化を図る。さらに、公有林化等により、いわば林地の集約化を図る。このほか、森林共同施業団地の取組を推進。

② 森林関連情報の整備・提供

ICTの活用を進め、森林資源情報等の精度を向上。新たに森林の土地の所有者となった場合の届出の適正な運用、施業集約化に取り組む者への情報提供等を推進。加えて、市町村での森林の土地の所有者等の情報整備等を促進。

(2) 再造林等による適切な更新の確保

① 造林コストの低減

伐採・造林の一貫作業の導入、コンテナ苗の活用など低コスト造林技術の開発・実証を推進。さらに、歩掛やマニュアル作成等を進め、森林整備事業へ適用。その際、国有林の技術力等を生かし、低コスト造林技術の開発・実証等を積極的に推進。

② 優良種苗の確保

採種園等の整備、種苗生産体制の整備等を推進。また、特定母樹の増殖、種苗生産技術の向上、林木遺伝資源の収集・保存、新品種の開発を推進。

③ 伐採・造林届出制度等の適正な運用

市町村森林整備計画で定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域を適切に設定するとともに、巡視等の徹底、造林の実施状況の適確な把握、伐採・造林届出制度等を適正に運用。

④ 野生鳥獣による被害対策の推進

効果的・効率的な捕獲及び防除技術の開発・実証、防護柵の設置等の防除活動を推進。特に、被害が深刻な森林は、その区域等を明確化して防除対策を推進。

(3) 適切な間伐等の実施

地球温暖化防止を含む多面的機能の発揮を図るため、市町村主体の森林所有者・境界の明確化や林業の担い手確保等の施策を講じるとともに、間伐特措法に基づく市町村による取組を進めるなど、引き続き、間伐等森林整備を推進。

(4) 路網整備の推進

林道等と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を推進。その整備にあたっては、緩傾斜で林地生産力が高く、社会的条件の良い育成単層林が主体。

(5) 多様で健全な森林への誘導

① 多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全

様々な森林がモザイク配置された状態を目指し、育成複層林化等を推進。その際、国有林や公有林等での先導的な取組、施業方法等の普及を推進。併せて、森林生態系の保護・管理、復元の取組、シカによる植生被害対策等を民国連携により推進。

② 公的な関与による森林整備

自然条件や社会的条件が悪い森林、奥地水源等の高齡級人工林等について、帯状・群状等での伐採、広葉樹導入による複層林への誘導等を公的主体により推進。

水源林造成事業は、針広混交の育成複層林へ転換する施業を推進。森林整備法人等による適切な森林整備を促進しつつ、採算性を踏まえた契約適正化や、契約条件の変更等の円滑化を推進。

また、治山事業による保安林の整備、公益的機能維持増進協定の活用、地方公共団体が主体となった整備や公有林化を推進。

- ③ 再生利用が困難な荒廃農地の森林としての活用
再生利用が困難な荒廃農地は、地域森林計画への編入に向けた現況等調査、早生樹種等の実証的な植栽等に取り組む。また、保安林に指定して整備・保全するなど「グリーンインフラ」として活用。
- ④ 花粉症発生源対策の推進
スギ人工林等の利用を進めるとともに、花粉症対策苗木の生産、対策苗木の植栽や針広混交林への誘導等により、花粉の少ない森林へ転換。

(6) 地球温暖化防止策及び適応策の推進

森林整備等によるCO₂吸収量確保、木材・木質バイオマス利用による炭素貯蔵・CO₂排出削減の取組を推進。その際、将来にわたり森林のCO₂吸収作用を確保するため、主伐後の再造林や特定母樹の増殖を推進。また、山地災害への対応、森林・林業分野への影響の調査・研究、松くい虫被害の拡大防止等の適応策も推進。

(7) 国土の保全等の推進

- ① 適正な保安林の配備及び保全管理
公益的機能の発揮が要請される森林は計画的に保安林に指定。土砂流出防備保安林等の適正な配備、治山事業施行地での保安林配備と施設の維持管理を一体的に運用。保安林以外の民有林は、開発行為の許可制度を通じ、適正な利用を確保。
- ② 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進
地域の安全性向上を図るため、治山施設の設置や森林の適切な整備等を推進。水源地等は、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成。山地災害危険地区の調査基準を見直し、危険性の高い地区を適確に把握。事業実施箇所の適切な選定により、治山施設の配置や森林整備を効率的・効果的に実施。
- ③ 森林病虫獣害対策等の推進
松くい虫被害は、被害先端地への防除対策の重点化等を図りつつ、適切な防除を実施。抵抗性品種の開発を行い、海岸防災林への植栽需要の高いクロマツ等の抵抗性種苗の供給等を推進。野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策等との連携を図りつつ、効果的・効率的な技術の開発、捕獲や防除活動等を推進。

(8) 研究・技術開発及びその普及

森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を見直し、課題と目標を明確化した上で、産学官連携の強化を図りつつ、研究・技術開発を効率的・効果的に推進。

(9) 山村の振興・地方創生への寄与

- ① 森林資源の活用による就業機会の創出
山村に森林の約6割が賦存し、林業従事者等の多くが居住していることを踏まえれば、林業・木材産業の成長発展なくして、地方創生を図ることは困難。
このため、林業・木材産業の成長産業化を推進。また、木質バイオマスの利用、きのこ、竹や漆といった特産物等地域資源の発掘・付加価値を向上する取組、林家等が自家労働等で間伐し、間伐材を活用する取組等を促進。
- ② 地域の森林の適切な保全管理
地域住民等自らの手による里山林、竹林等の継続的な保全管理と利用を促進。

③ 都市と山村の交流促進

豊かな自然環境、良好な景観等を活用し、都市から山村に人を呼び込み交流促進。

(10) 社会的コスト負担の理解の促進

地球温暖化防止に果たす森林の役割への期待に応えつつ森林吸収源対策を含めた森林・林業の諸施策の着実な推進を図るため、どのような手法を組み合わせるコストを負担すべきか、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求める税制等の新たな仕組みを含め検討。

(11) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

① 多様な主体による森林づくり活動の促進

企業・NPO・森林所有者・地元関係者等のネットワーク化などによる連携・強化、企業等の民間資金や「緑の募金」による資金援助等を推進。

② 森林環境教育等の充実

青少年等への森林体験活動の機会の提供、国民生活に必要な物資としての木の良さやその利用の意義を学ぶ活動である「木育」を推進。

(12) 国際的な協調及び貢献

① 国際協力の推進

国連や主要国首脳会議等の政策対話、地球温暖化防止等に関する国際的な取組に積極的に参画・貢献。二国間・地域間・多国間等の多様な枠組みでの協力等を推進。

② 違法伐採対策の推進

違法伐採・貿易に関する国際対話への積極的な参画、開発途上国での人材育成への支援等を推進。また、合法木材の普及・信頼性向上、木材生産国での違法伐採対策に係る情報収集等を強化。

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

(1) 望ましい林業構造の確立

① 効率的かつ安定的な林業経営の育成

低コストで効率的な施業の定着を図るため、森林経営計画の作成と長期施業委託、林業事業体の登録・評価等を推進。自家労働等で施業を行う林家等は、効率的・安定的な林業経営の主体とともに、地域の森林・林業を相補的に支える主体として捉え、伐採技術の習得等を支援。

② スケールメリットを生かした林業経営の推進

ICTの活用や地籍調査等との連携で所有者・境界確認の効率化を推進。また、共有林での施業促進、生産森林組合の活性化、森林共同施業団地の設定等を推進。さらには、森林組合による保有・経営の円滑化を図るほか、製材・合板工場など新たに森林経営する者に対する所有者・境界明確化の支援等を実施。これら取組を通じて作業ロットを確保。

③ 効率的な作業システムによる生産性の向上

作業システムの普及・定着により高い生産性を確保し、低コストで効率的に木材を生産。また、作業システムを効率的に運用できる人材の育成等を推進。

④ 経営感覚に優れた林業事業体の育成

林業事業体の生産性と経営力を向上するため、施業プランナー、生産管理のできる人材の育成等を推進。また、多能工化等により現場技能者の高い能力を引き出す。

(2) 人材の育成・確保等

① 人材の育成・確保及び活動の推進

森林・林業を支える人材の育成・確保を引き続き推進。その際、現場の課題に対応できる能力と実践力の向上を図るため、研修カリキュラム等の充実や情報共有のネットワーク化、継続教育支援を推進。森林総合監理士は相互に連携し、市町村林務行政への技術面での支援強化、現場における具体の取組を推進。

② 林業労働力の確保

「緑の雇用」事業等を通じ、引き続き、新規就業者の確保、段階的・体系的に人材を育成。その際、現場の課題に対応した研修カリキュラムの充実、OJT指導者として活躍できる現場管理責任者の育成と活用を推進。また、雇用管理の改善、労働災害防止対策を推進。

(3) 林業災害による損失の補填

保険金支払いの迅速化等によりサービス向上を図るとともに、制度の普及を推進。

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

(1) 原木の安定供給体制の構築

① 原木供給力の増大

施業集約化・路網整備等に加え、森林組合による森林の保有・経営の円滑化、面的にまとまった共有林での施業促進等を通じ、作業ロットを拡大。さらに、全木集材の普及、再造林対策の強化等により原木供給力を増大。また、個々の林業事業体の生産性と経営力の向上や組織化等を促進。

② 望ましい安定供給体制への転換

林業事業体個々による小規模・分散的な原木供給から、原木を取りまとめて供給する体制へ転換。原木供給の核となる者がコーディネート能力を高め、原木の工場直送・協定取引や原木市場による集荷等の取組を拡大。

③ マッチングの円滑化

需給情報を交換する場の活用、間伐等の事業量の公表により需給情報を共有。また、国有林等による立木や素材等の協定取引による立木購入等の円滑化を推進。

(2) 木材産業の競争力強化

① 木材加工・流通体制の整備

製材・合板工場等の規模ごとの強みを生かした加工・流通体制の整備を推進。大型工場単独での規模拡大、複数の中小工場連携による生産効率化、地域ごとに関係者が連携して特色ある家づくりを進める取組等を通じ、加工・流通コスト等を低減。

このため、きめ細かな選別による歩留まり向上、加工・流通施設の整備、加工・乾燥技術の向上等を促進。また、大型工場は原木の安定的な調達や製品の安定供給、中小工場は少量多品目・得意分野に特化した製品供給等を促進。

② 品質・性能の確かな製品供給等

乾燥・強度性能の明確化等により、品質・性能の確かな製品を供給する取組を推進。具体的には、ラミナ・集成材、2×4工法用部材、乾燥材等の生産体制を強化。特に、無垢乾燥材は、乾燥施設の効率化、大径材の製材・乾燥技術の確立、JAS材の普及等を推進。また、横架材等の開発・普及、国産材を利用したコンクリート型枠用合板、フロア台板用合板の生産体制を強化。

③ 地域材の高付加価値化

顔の見える木材での家づくりによる優良材等の活用、家具への木材利用を促進。また、地理的表示保護制度等の表示制度の活用、意匠性やストーリー性を付加するためのマーケティング等木材産業者の自主的な取組を促進。

(3) 新たな木材需要の創出

① 公共建築物・民間非住宅・土木分野等への利用拡大

公共建築物等の木造化、CLT建築物の一般的な設計方法の確立・生産体制の整備、耐火部材等の開発・普及、一般流通材を活用した建築事例の普及、木造建築に携わる人材育成等により民間非住宅分野での木材利用を促進。

東京五輪を契機に、我が国の木材の良さ等を積極的にPR。さらに、コンクリート型枠用合板の利用など土木分野への利用を促進。

② 木質バイオマスの利用

パルプ・チップ用材は木材需要量の約半分を占め、この分野で地域材を適切に利用することが重要。このため、原木の安定供給、チップ材等の効率的な搬出に有効な全木集材、早生樹の実証的な植栽等の取組を推進。

木質バイオマスの利用に当たっては、カスケード利用を基本とし、木質バイオマス発電施設での利用や熱電併給システムの構築を図る。なお、発電施設等の設置者が計画段階から、原木供給者と密接な連携を図るよう促す。

このほか、木質バイオマス燃料の低コスト生産、セルロースナノファイバー(CNF)等の新たな用途の研究・技術開発を推進。

③ 木材等の輸出促進

中国・韓国等の需要を取り込み、輸出を拡大していくことが重要であり、その促進にあたっては、原木輸出から付加価値の高い木材製品輸出への転換。このため、輸出先国でのPR活動の強化、輸出先国の消費者ニーズに対応した新たな製品開発、商慣行の情報収集・提供、森林認証等の普及等を促進。

(4) 消費者等の理解の醸成

広報等の充実、木材利用の健康・環境貢献度についての科学的根拠の収集・整理、無垢材等の木の良さ、森林整備や地方創生に果たす木材利用の意義を学ぶ「木育」の実践的な活動を推進。

(5) 林産物の輸入に関する措置

各国の森林の有する多面的機能の発揮を損なうことのない適正な貿易を確保し、国内の林業・木材産業への影響に配慮しつつ対処。

4 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

海岸防災林は、被災状況、地域の実情や生態系に応じた再生方法等を考慮しつつ、その復旧・再生を推進。また、東京電力福島第一原発の事故に起因する放射性物質による森林汚染に対応し、森林における放射性物質の分布状況調査、避難指示解除準備区域等での実証、森林整備と放射性物質対策の一体的な実施、特用林産物の検査・出荷管理の徹底、栽培管理ガイドラインの普及、きのこ原木のマッチング支援等を引き続き実施。

5 国有林野の管理及び経営に関する施策

森林・林業をめぐる情勢や一般会計への移行等を踏まえ、公益重視の管理経営を一層推進する中で、組織・技術力・資源を活用し、林業の成長産業化や、国土保全・生物多様性保全など、森林・林業施策全体の推進に貢献。

多様な森林整備を推進する中で、森林施業の低コスト化、森林総合監理士等の人材を活用した民有林への実践的な技術の普及、国有林材を活用した安定供給体制の構築に取り組む。また、流域全体の視点に立った治山事業、野生鳥獣被害対策、森林共同施業団地を活用した地域の林業の活性化等を推進。さらに、森林生態系の保護・管理、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材・檜皮等を計画的に供給。

管理経営の実施に当たっては、国民参加の森林づくりに取り組むとともに、国民との双方向の情報受発信を推進。

6 団体の再編整備に関する施策

森林組合が、地域の森林施業や経営の担い手として重要な役割を果たすことができるよう、合併・経営基盤の強化、内部牽制体制の構築、法令遵守意識の徹底、経営の透明性の確保等を指導。

第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 すべての関係者による主体的な取組

森林及び林業に関する施策の推進に当たっては、森林・林業に関係する様々な組織や関係者が、適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ一体となって努力していくことが重要。

2 施策の進捗管理と評価の適切な活用

政策評価等を通じ、計画・実行した後の評価を実施し、改善を講じていくことで、進行管理と必要な見直しを実施。さらに、課題等を適確に分析・評価し、必要に応じて施策内容を見直し、毎年の予算編成に反映。

3 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限に有効活用する観点から、目的に応じた施策の選択と集中、様々な観点からのコスト縮減に取り組み、効果的な施策を実施。

また、新たな施策の実施に当たっては、既存の施策の廃止・見直しを徹底する等により国民の理解を得る。